

第一号様式

- (1) 申請書の名称のうち、該当するもののチェックの欄(「□」の部分进行いう。以下同じ。)に「レ」を記載すること。
- (2) この申請書を記載するときは、申請すべき事項を、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字及び記号(以下「文字等」という。)を用いて、OCRの読み取り箇所(「□」の部分进行いう。)に鉛筆で明確に記載すること。
- (3) ((21))の欄には、抹消登録証明書若しくは自動車検査証に記載された自動車登録番号又は自動車検査証返納証明書若しくは自動車検査証に記載された車両番号(自動車検査証の交付又は自動車予備検査証の記入を申請する場合にあつては、自動車予備検査証番号)を記載すること。
- (4) ((22))の欄には、新規登録、新規検査若しくは予備検査を申請する場合又は車台番号の変更をする場合を除き、車台番号を表示する文字が八字以上のときは末尾の七字のみを記載すれば足りる。
- (5) ((25))、((28))及び((40))の欄には、昭和四十五年運輸省告示第六十一号(以下「略号告示」という。)で定めるところに従つて、その略号を記載すること。
- (6) ((30))の欄には、けん引自動車にあつては、(1)にけん引重量を、(2)に第五輪荷重を記載すること。
- (7) ((39))の欄には、所有者又は使用者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合において、所有者に係る変更、使用者に係る変更又は所有者及び使用者に係る変更の別に应じ、それぞれを表示する箇所に記載すること。
- (8) ((42))の欄には、使用の本拠の位置(予備検査又は自動車予備検査証の記入を申請する場合にあつては、自動車の所在する位置)を記載すること。この場合において、住所の表示中行政区画又は土地の名称の部分は、略号告示で定めるところに従つて、その略号を記載すること。ただし、使用の本拠の位置が使用者の住所と同一であるときは、「使用者住所に同じ」を表示する箇所に「1」を記載することをもつて足りる。
- (9) ((43))の欄には、使用者の住所を(8)本文後段の例により記載すること。ただし、所有者と使用者の住所が同一であるときは、「所有者住所に同じ」を表示する箇所に「1」を記載することをもつて足りる。
- (10) ((45))の欄には、使用者の氏名又は名称を記載すること。ただし、所有者と使用者が同一であるときは、「所有者と同じ」を表示する箇所に「1」を記載することをもつて足りる。また、所有者の名称が使用者の名称に含まれているときは、「所有者名付加」を表示する箇所に「2」を記載するとともに、又は既に記録されている所有者の名称が使用者の名称に含まれているときは、「ファイルの所有者名付加」を表示する箇所に「3」を記載するとともに、その所有者の名称の中に含まれていない部分を記載することをもつて足りる。
- (11) ((56))の欄には、所有者の氏名又は名称及び住所を略号にして((40))の欄に記載した場合を除き、所有者の住所を(8)本文後段の例により記載すること。
- (12) ((57))の欄には、所有者の氏名又は名称及び住所を略号にして((40))の欄に記載した場合を除き、所有者の氏名又は名称を記載すること。

- (13) ((45))及び((57))の欄に記載すべき使用者及び所有者の氏名又は名称がこれらの欄だけでは記載できないときは、第七号様式用の紙を追加して、同様式の((59))の欄の「オーバーフロー」を表示する箇所に「1」を記載し、それぞれその記載できない文字等を記載すること。
- (14) 共有の場合には、第一号様式に記載した所有者以外の所有者の氏名又は名称及び住所を、第七号様式の((59))及び((58))の欄に記載すること。
- (15) ((62))の欄には希望番号予約済証に記載されている希望登録番号のうち、運輸監理部、運輸支局及び自動車検査登録事務所(沖縄総合事務局陸運事務所の支所(沖縄開発庁設置法(昭和47年法律第29号)第10条第1項に規定する事務所の支所をいう。))を含む。)を表示する文字を除いたものを記載すること。
- (16) ((46))の欄には、空車状態における軸重を記載すること。この場合において、軸重が一の場合にあつては後後軸重の欄に、軸重が二の場合にあつては前前軸重及び後後軸重の欄に、軸重が三の場合にあつては前前軸重、前後軸重及び後後軸重又は前前軸重、後前軸重及び後後軸重の欄に記載すること。
- (17) 受検者の欄は、現に自動車を呈示し検査を受ける者の氏名又は名称及び住所を記載すること。